

令和6年度 第10回香取市農業委員会総会議事録

令和7年1月8日

1月8日（水）香取市農業委員会会長 伊藤 寛は、下記議案審議のため、農業委員会総会を本庁7階大会議室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 農地法第3条（委員会）
日程第2 議案第2号 農地法第4条（知事）
日程第3 議案第3号 農地法第5条計画変更（知事）
日程第4 議案第4号 農地法第5条（知事）
日程第5 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）
「所有権移転」「利用権設定」「農地中間管理権設定」
日程第6 報告第1号 農地法第18条（通知）
日程第7 報告第2号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）
日程第8 報告第3号 農地法第4条制限除外
日程第9 報告第4号 軽微な農地改良の届出

1. 出席委員は16名で、その氏名は下記のとおり

1番	木	内	恒	幸	2番	成	毛	和	弘
5番	鈴	木	健	夫	7番	栗	山	雅	幸
8番	石	橋	清	勝	9番	平	川	君	子
10番	寺	島	美	幸	11番	海	老	澤	武
12番	飯	森		孝	13番	高	松	多	可
14番	片	野	壽	夫	15番	富	澤	克	彦
16番	菅	谷	樹	雄	17番	鵜	澤	幹	司
18番	林		藤	江	19番	伊	藤		寛

1. 欠席委員 3名

3番	熱	田	英	夫	4番	芹	川		幹
6番	山	田	宏	一					

事務局職員出席者

事務局長 椎 名 正 志 管理班長 鵜 田 静 子

農地班長 越 川 泰 克 副 主 幹 林 光 夫
主 査 菅 谷 和 美

開会 午後 2時55分

議長 最初に、本日の出席委員の確認をいたします。本日の出席委員は16名でございます。欠席委員は、3番 熱田英夫委員、4番 芹川 幹委員、6番 山田宏一委員の3名で、欠員は以上でございます。したがって、本日の総会は成立をしております。

◎開 会

議長 ただいまから令和6年度第10回農業委員会総会を開会いたします。
これより会議に入ります。
審議のほどよろしく願いいたします。

◎議事録署名委員の選任

議長 最初に、議事録署名委員の選出をいたします。
議長指名とさせていただきたいと思います。
これにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
議長 異議なしと認めます。
それでは、本日の議事録署名委員としまして、7番 栗山雅幸委員、12番 飯森 孝委員の2名を指名いたします。

◎議案の提出

議長 本日の提出議案についてお諮りをいたします。
本日の提出議案は、日程第1 議案第1号ないし日程第9 報告第4号をご提案申し上げます。
これにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
議長 異議なしと認めます。

◎日程第1 議案第1号

議長 日程第1 議案第1号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局農地班長 それでは、着座にて説明をさせていただきます。

議案第1号 農地法第3条の許可申請の各案件について、概要を説明します。

ページは1ページから8ページで、整理番号は1番から22番です。

今回、案件数が多いため、同一内容の案件につきましては、一括してご説明をいたします。

1ページの整理番号1番及び2番と、すみません、ページをめくっていただきまして、7ページから8ページの21番及び22番は、それぞれ譲受人が同一であり、申請理由も同一内容のため、一括して説明します。

各譲受人が新規就農のため、農地を借り受けるものです。

なお、各譲受人は、現在、〇〇〇〇に係る〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇〇に所属しており、今後は、香取市に定住して独立就農するものです。

続きまして、1ページから2ページの整理番号3番、4番、6番、ページをめくっていただきまして、6ページの16番、さらに7ページの19番をお願いします。

各譲受人が自作地に近く耕作利便のため、売買により所有権移転を行うものです。

続きまして、2ページにまた戻ります。

2ページの整理番号5番、譲受人が農業経営規模拡大を図るため、売買により所有権移転を受けるものです。

続きまして、2ページから4ページの整理番号7番から10番になります。

譲受人が同一のため、一括して説明します。

各譲渡人が高齢化による農地処分等の理由により、売買により所有権移転を行うものです。

続きまして、4ページの整理番号11番になります。

譲受人が耕作利便な一団の農地となることから、売買により所有権移転を受けるものです。

続きまして、5ページの整理番号12番及び6ページの17番は、各譲受人が農業経営規模拡大を図るため、贈与により所有権移転を受けるものです。

続きまして、5ページの整理番号13番、譲渡人が農業者年金を受給のため、後継者と使用貸借権の設定を行うものです。

5 ページの整理番号14番、譲受人が農業経営の安定化を図るため、売買により所有権移転を受けるものです。

6 ページの整理番号15番、譲受人が農地所有適格法人として農業に参入するため、賃貸借権の設定を行うものです。

最後に、7 ページの整理番号18番及び20番は、各譲受人が農業経営規模拡大を図るため、売買により所有権移転を受けるものです。

以上22件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第3班班長、平川君子委員。

9番平川委員 議案第1号、去る12月24日火曜日、午後3時30分より市役所301会議室において、第3班の事前審査会を開催しました。

提出されました農地法第3条の案件は22件であります。

案件については、書類及び写真により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について報告いたします。

議案第1号の案件については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

したがって、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議長 議案1号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

始めに、議案第1号、整理番号9番について審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号9番については、担当委員の退場のため事務局より意見書の代読をお願いします。

事務局主査 整理番号9番について現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人がそれぞれ耕作不便等により農地を処分したい意向があり、このたび譲受人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。

申請地は、譲受人の自宅から近く耕作に利便であることから、所有権移転後も農地の良

好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号、整理番号9番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号、整理番号9番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、ただいま分離して審議した議案第1号の9番の案件を除く21件について審議をいたします。

担当委員の意見を伺います。

始めに、整理番号1番から5番について、1番 木内恒幸委員。

1番木内委員 整理番号1番及び2番について、寺嶋推進委員と現地調査を行った結果を説明いたします。

なお、整理番号1番及び2番については、譲受人が同一人であるため、一括して説明いたします。

この申請は、譲受人が農業経営に新規参入をするため、譲渡人の農地に賃借権の設定を行うものです。

また、当該譲受人から提出された農業経営実施計画書によりますと、申請地ではハウレンソウ、コマツナ、青パパイヤの作付計画があり、5年後の作付面積は合計0.36ヘクタールを目標としております。

については、農業経営の実施計画書の内容においても適正であると判断されることから、賃借権設定後も農地の良好な維持管理が行われると思われれます。

5 番鈴木委員 整理番号7番、8番及び10番について、鈴木 清委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

なお、当該3件については、譲受人が同一人物であるため、一括して説明いたします。

この申請は、譲渡人それぞれが高齢化、耕作不可、耕作不便により農地を処分したい意向があり、このたび譲受人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。

申請地は、譲受人の自宅から近く耕作に利便であることから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当だと判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

続きまして、整理番号11番について、同じく鈴木 清推進委員と現地調査を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自宅から近く一団とした農地を耕作していることから、耕作の合理化を図りたい意向があり、相続して取得したが耕作ができないため、農地を処分したい譲渡人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。

申請地は、通年にわたりネギ、キュウリ、トマト等の露地野菜を栽培することから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当だと判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号12番、13番について、6番 山田宏一委員ですが、本日欠席のため、事務局より代読をお願いします。

事務局主査 整理番号12番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が農業経営廃止のため農地を処分したい意向があり、農業経営の規模拡大を図りたい譲受人とこのたび贈与による所有権移転の協議が調ったものです。

申請地は、譲受人の耕作地から近く耕作利便なことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行えると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

続きまして、整理番号13番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が経営移譲年金の受給をしているため、子に使用貸借権の設定を行うものです。

したがって、今後も農地の良好な維持管理が可能であり、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 ありがとうございます。

次に、整理番号14番について、8番 石橋清勝委員。

8番石橋委員 整理番号14番について、木内推進委員と現地調査等を行った結果を説明します。

この申請は、譲受人が自宅から近く耕作に利便な農地を売買にて譲り受け、経営の安定化を図りたい意向があり、通作が困難になったため農地を処分したい譲渡人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。

申請地は、通年にわたり米の耕作及び野菜を栽培するとのことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われるものと思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号15番について、9番 平川君子委員。

9番平川委員 整理番号15番について、現地調査を行った結果を説明いたします。

なお、伊東推進委員には電話にて連絡してあります。

この申請は、譲受人が農地所有適格法人として農業経営に新規参入するに当たり、〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇である譲渡人〇〇が所有する農地が〇〇から近く通作利便なことから、その農地に対して賃借権の設定を行うものであります。

また、当該法人から提出された農業経営実施計画書によりますと、サツマイモ、ジャガイモの普通栽培及び有機低農薬によるニンジン等の栽培を計画しており、3年後の作付面積は合計9ヘクタールを目標としております。

については、農業経営実施計画書の内容においても適正であると判断されることから、賃借権設定後も農地の良好な維持管理が行われると思われま。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号16番について、10番 寺島美幸委員。

10番寺島委員 整理番号16番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地から近く耕作に利便な農地を取得したい意向があり、相続して取得したが耕作ができないため、農地を処分したい譲渡人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。

申請地は、通年にわたり米の耕作及びサツマイモを栽培するとのことから、所有権移転

後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 次に、整理番号17番について、12番 飯森 孝委員。

1 2 番飯森委員 整理番号17番について、高木推進委員と現地調査を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が相続で取得したものの耕作ができないことから、農地を処分したい意向があり、農業経営の規模拡大を図りたい譲受人と、このたび贈与による所有権移転の協議が調ったものです。

申請地は、譲受人の耕作地から近く耕作利便なことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 次に、整理番号18番について、13番 高松多可史委員。

1 3 番高松委員 整理番号18番について、現地調査を行った結果を説明いたします。

なお、細野推進委員には電話連絡してあります。

この申請は、譲受人が自作地に近く利便性のよい農地を売買にて譲り受け、農業経営の規模拡大を図りたい意向があり、譲渡人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたしました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 次に、整理番号19番、20番について、17番 鵜澤幹司委員。

1 7 番鵜澤委員 整理番号19番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

なお、齋藤推進委員には電話にて連絡してございます。

この申請は、譲受人が自作地に近く利便性のよい農地を売買にて譲り受け、農業経営の規模拡大を図りたい意向があり、後継者がいないことから農地を処分したい譲渡人と売買による所有権移転の協議が調ったものであります。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

続きまして、整理番号20番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自宅に近く利便性のよい農地を売買にて譲り受け、農業経営の規模拡大を図りたい意向があり、農業経営の縮小を図りたい譲渡人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。

申請地は、通年にわたりサツマイモを栽培することから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 最後に、整理番号21番、22番については、私の案件でありますので、議事進行の都合上、事務局より意見書の代読をお願いします。

事務局主査 整理番号21番及び22番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

なお、整理番号21番及び22番につきましては、譲受人が同一人であるため、一括して説明いたします。

この申請は、譲受人が農業経営に新規参入をするため、譲渡人の農地に賃借権の設定を行うものです。

また、当該譲受人から提出されました農業経営実施計画書によりますと、申請地ではレンコンの作付計画があり、5年後の作付面積は合計2.5ヘクタールを目標としております。

つきましては、農業経営実施計画書の内容においても適正であると判断されることから、賃借権設定後も農地の良好な維持管理が行われると思われれます。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

議案第1号、整理番号9番の案件を除く21件について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号、整理番号9番の案件を除く21件についても原案のとおり決定いたします。

◎日程第2 議案第2号

議長 日程第2 議案第2号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第4条許可申請の案件について、概要を説明します。

ページは9ページで、整理番号は1番のみです。

整理番号1番、転用目的は、貸駐車場です。

農地区分は、都市計画用途地域内の第1種住居地域のため、第3種農地です。

以上1件です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第3班班長、平川君子委員。

9番平川委員 議案第2号、事前審査会の審査結果について報告いたします。

提出されました農地法第4条の案件は1件であります。

書類等で審査した結果、農地法第4条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、申請の用途に供することの確実性についても問題なく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、11番 海老澤 武委員。

11番海老澤委員 整理番号1番について、坂本推進委員と現地調査等を行った結果を説明します。

場所ですが、〇〇〇の〇〇〇〇から〇〇方向に向かうと、〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇付近に〇〇〇〇があります。その〇〇〇から〇メートルくらい〇の〇〇になります。

申請人は〇〇居住者で、隣接地を貸駐車場として近隣の〇〇〇〇〇〇〇〇を経営している〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に一括して貸付けしております。今回、〇〇の〇〇〇〇に伴い、〇〇〇や〇〇〇の〇〇〇〇の駐車スペースが不足することが見込まれるため、本申請地を駐車場として利用したく、申請者と協議が調ったものです。

申請地は、隣接地と合わせ普通車26台分を計画しております。

また、碎石敷きとし、雨水は敷地内浸透とします。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の

確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第3 議案第3号

議長 日程第3 議案第3号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第3号 農地法第5条事業計画変更申請の案件について、概要を説明します。

ページは10ページで、整理番号は1番のみです。

整理番号1番、当初計画の宅地分譲用地から建て売り分譲用地への変更です。

以上1件です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第3班班長、平川君子委員。

9番平川委員 事前審査会の審査結果について報告いたします。

提出されました農地法第5条事業計画変更申請の案件は1件であります。

書類等で審査した結果、申請の用途に供することの確実性については問題ないとの意見でした。

したがって、農地法第5条事業計画変更申請の要件を満たしているものと考えられ、承認相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、11番 海老澤 武委員。

1 1番海老澤委員 整理番号1番について、坂本推進委員と現地調査等を行った結果を説明します。

場所ですが、〇〇〇〇を〇〇に向かうと〇〇地先に〇〇〇があります。その〇〇に〇〇〇〇があり、その〇〇から〇メートルぐらい〇の〇〇になります。

譲受人は、本申請地を宅地分譲地として〇〇〇年〇月〇日付許可を受けましたが、販売のめどが立たず、今回、建て売り分譲住宅用地として2棟を建築、販売する計画となったものです。

申請地では、埋立て等を行わず、整地のみ行います。

排水について、雨水は宅内に新設する雨水浸透ますで処理し、汚水・雑排水は西側下水管に放流予定です。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号については、承認相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第4 議案第4号

議 長 日程第4 議案第4号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第4号 農地法第5条許可申請の各案件について概要を説明します。

ページは11ページで、整理番号は1番から3番です。

整理番号1番及び2番は同一案件のため、一括して説明をします。

転用目的は太陽光発電施設用地で、権利の内容は所有権移転です。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、第2種農地と判断しました。

整理番号3番、転用目的は専用住宅用地で、権利の内容は使用貸借権設定です。

農地区分は、都市計画用途地域内の第1種住居地域のため、第3種農地です。

以上3件です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第3班班長、平川君子委員。

9番平川委員 事前審査会の審査結果について報告いたします。

提出されました農地法第5条の案件は3件であります。

書類等で審査した結果、農地法第5条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、申請の用途に供することの確実性についても問題なく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

始めに、整理番号1番、2番について、5番 鈴木健夫委員。

5番鈴木委員 整理番号1番及び2番について、鈴木 清委員と現地調査等を行った結果を説明します。

場所なんですけれども、〇〇〇〇〇より〇〇、〇〇〇〇〇方面に向かって〇〇メートルぐらい入ったところです。

譲受人は、〇〇〇〇〇〇に所在する太陽光発電事業などを営む法人ですが、小規模な農地である申請地を有効活用し、再生可能エネルギーの普及促進と自社の安定収入を得るため、太陽光発電施設を設置するものです。

申請地では、整地のみで、埋立て等の造成は行いません。

排水は、雨水のみで敷地内で浸透処理し、また被害防除対策としてフェンスを設置します。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題ないものと判断い

たします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 次に、整理番号3番について、11番 海老澤 武委員。

1 1番海老澤委員 整理番号3番について、坂本推進委員と現地調査等を行った結果を説明します。

場所ですが、〇〇〇〇〇〇〇を〇〇方面に向かうと、〇〇に〇〇〇〇があります。その〇〇〇〇の道路を挟んだ〇〇〇になります。

譲受人は、現在アパート住まいだが、将来的には家族の農業を引き継ぐため、〇の〇〇近くで住環境が整っている申請地に専用住宅を建築するものです。

申請地では、整地のみで、埋立て等はいりません。

排水について、雨水は雨水ますによる浸透処理とし、汚水・雑排水は公共下水道に接続し、放流します。

なお、申請地は〇〇〇〇〇〇〇〇の受益地ですが、転用の同意を得ており、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第5 議案第5号

議 長 日程第5 議案第5号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第19条農用地利用集積計画の案件に

ついて概要を説明します。

案件につきましては、12ページの整理番号1番から15ページの整理番号8番で、全て所有権移転です。

以上の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 議案第5号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議をいたします。

始めに、議案第5号、整理番号1番について審議をいたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

（○○番 ○○○○委員 退場）

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号、整理番号1番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号、整理番号1番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

（○○番 ○○○○委員 入場・着席）

議 長 次に、ただいま分離して審議した議案第5号の1件の案件を除く7件について審議をいたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第5号の1件の案件を除く7件について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した議案第5号の1件の案件を除く7件については、原案のとおり決定いたします。

◎日程第6 報告第1号

議長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、通知件数は15件です。

◎日程第7 報告第2号

事務局農地班長 報告第2号 農地法第3条の3、相続等による権利移動の届出について、届出件数は7件です。

◎日程第8 報告第3号

事務局農地班長 報告第3号 軽微な農地改良届出について、届出件数は4件です。

◎日程第9 報告第4号

事務局農地班長 報告第4号 農地法第5条取消届出について、取消件数は1件です。

以上、報告します。

◎閉 会

議長 以上、上程いたしました議案は全て審議が終了いたしました。慎重なる審議に対

しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会はこれをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 3時45分

上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人